

# 埼玉県人権教育推進協議会会議録

開催日時	令和7年2月6日(木) 午後2時～午後3時30分
会場	オンライン (Teams)
<p>(出席委員名)</p> <p>・阿左美健司 ・林 尚示 ・石川 薫 ・中根 将行 ・上原 美子          ・相澤 靖子 ・小野 知二 ・中澤美奈子 ・宮崎 宣男          ・市川 広美 ・荻野裕佳里 ・加藤 英明</p> <p>(欠席委員名)</p> <p>・橋本 久雄 ・渡辺 大輔 ・笠松 直美 ・有賀 弘一 ・大澤 紀子          ・宮寄 晋 ・岩田 泉</p>	
<p>1 議題</p> <p>(1) インターネットによる人権侵害に係る教育の推進について</p> <p>○ 事務局が資料に基づき説明</p> <p>【質疑応答】</p> <p>委員： 学校の中で人権は常に意識されている。特に本校は特別支援学校なので、人権に対する意識は教員も含めて日頃から高めていくことを大切にしている。</p> <p>委員： 学校においても様々な取組を行っている状況がよくわかった。学校及び市町村の取組状況だと、校内研修で取り扱った割合などが若干低いと感じる。これからより一層各学校で進めていかなければいけないと感じる。人権教育課から小学生対象の「探偵ゲームでコバトンを見つけよう」や中学生対象の「あなたならどうする？ ネットトラブルを解決しよう」など様々な指導資料の作成について説明があった。大変工夫された資料だと思うが、こちらはどのくらいの学校が活用しているのか、活用状況がわかれば教えてほしい。</p> <p>事務局： まず1点目の研修について、数字が低いのは御指摘のとおりである。我々としては、児童生徒が理解するためには、その前提として教職員が理解する必要があると思っている。今後も様々な資料の活用を促して、研修の充実に努めていく。2点目の資料の活用状況だが、本資料は人権感覚育成プログラムの中にも含まれているもので、各々のプログラムの活用状況までは把握できていない。学校と話をする機会の中で、どんな使い方しているかなどを把握していきたい。</p> <p>委員： インターネット上の人権侵害事件の中の識別情報を学ぶ上での問題点等など、最新の情報があれば教えてほしい。</p> <p>事務局： 識別情報の摘示については、資料10ページの同和問題教職員用研修資料の中に内容として詳しく示されている。具体的な事例や識別情報の摘示の例などを学べるような資料なので、ぜひ活用していただければと思う。</p> <p>委員： 様々な指導資料等を提示していただいたが、こうした問題が教員側の押し付けやこうあるべきだとなりがちな面があると思う。その中で子供たちが自ら学び考える視点で作成された教材であるとのことで、非常に素晴らしいものだと思う。学校現場でどんどん活用されていくべきだと改めて思った。2つ目は、昨今のインターネットやSNSが日常生活に浸透している中で、障害のある子も</p>	

含め一歩間違えれば、加害者にも被害者にもなり得る状況だと思う。そういう意味で言うと、人権教育の視点は軸にしながらも、この問題をどのように考えていくのが系統的に学校教育の中で扱われていく必要があると改めて感じた。そのために、教員自身がしっかりと、よい面と問題点を学習していく必要性を改めて感じた。

委員： 非常に素晴らしい取組がたくさんあると感じた。同和問題に関しては、私が小さい頃はしっかりと学んでいたが、今の二十歳ぐらいの子たちに聞くと、そこまで印象にないような状況である。また、それがインターネットの普及という良い面も悪い面もある中で、悪い面が出てしまい地域を特定しやすくなってしまったというのは残念なことだと思う。また、外国人のことに 대해서는、私の勤務する施設にも外国人の方が 20 人ぐらい働いている。日本人も含めて職員同士、非常に仲もよしいし、宗教や風習、食事文化なども共有している。小さい子供たちも言葉が多少違いながらも、子供たち同士で国籍を問わず、コミュニケーションをしっかりとって、和気あいあいとやっている。これが小学校・中学校になってくると、様々な問題が出てくると思う。また、加害者にならないためにといいところだが、中学校に入ると、知識的な部分や技術、体格等を考えるとほぼほぼ大人と同じなので、昨今問題になっている闇バイトなどの誘いがあったりする可能性があるかと思う。具体的に今、社会的に問題になっていて、加害者になると大きなデメリットがあり、自分の人生がどのように悪くなってしまうのか、そういうところも子供たちにしっかりと教育をした方がよいと思う。実際、過激なアニメーションが子供たちの中でも流行っている。財産や生命を奪うような人権侵害などをすると大変なことになるということも教育現場で学んでいただければと思う。

## (2) ヤングケアラー支援の取組について

### ○ 事務局が資料に基づき説明

#### 【質疑応答】

委員： 実際にヤングケアラーサポートクラス等に参加しているので、その状況を報告させていただく。ヤングケアラーの理解を深めるために、人権教育課では様々な研修会等を開催していただいている。特にヤングケアラーサポートクラスは、小学校と中学校で実施しており、ヤングケアラーの理解をより深めるために発達段階に合わせて取り組んでいる。例えば小学校においては短い劇を通して子供たちに伝えたり、中学校においてはグループワークを取り入れたりして理解を深める工夫がされていると感じている。また、自走式の高校にも伺っているが、生徒が本当に真剣に話を聞いてくれている。自分のことに照らし合わせたり、また友達のことを考えたりしながら質問をされている。これらは子供に伝えているわけだが、子供たちが家庭で話題にしていく中で保護者にも広がっているということを実感している。今後もサポートクラスを続けていく予定と伺っている。あわせて期待を申し上げたいと思う。

委員： これもまた感想的な意見なのだが、学校現場は今、多忙化が進んでいて少ない教職員が本当に疲弊している。率直に言ってそういう事態にあるのが現状である。しかし、先ほど事務局からの報告でもあったように、このヤングケアラーの問題を考えていく時に、本当に身近で信頼できる大人の存在、学校で言えば、私たち教職員がその役割を果たさなければいけないし、解決のために

は福祉との連携が非常に重要だということを、私自身も学校現場で様々な対応し実感しているところである。一方で多忙化の中で、ともすると学校の中だけの問題で、福祉的な対応について線を引いてしまう傾向がなくもないということも残念ながらやむを得ない実態でもある。そういった中、この問題も含めた様々な問題を解決していくときに、教職員がゆとりをもって子供たちに向き合える、あるいは子供たちのそういう困ったことに対応できる、そういう目を養っていただけるようなゆとりをぜひ教育局のみなさんに、引き続き作っていただきたい。

委員： 私は地元で主任児童委員をやっていて、学校に伺うとヤングケアラーの問題を伺うことがある。先ほど委員からも話があったが、解決に向けてやはり福祉部門との連携は欠かせないと思う。こちらのサポートクラスが福祉関係の社会福祉協議会とか、あるいは福祉関係の首長局の役所関係になると思うが、ぜひそういうところの身近なところで活動している民生児童委員も活用していただけると何かお力になれることもあるのではないかと思います。

事務局： 委員のお話のとおり、ヤングケアラーの支援については大変重要な問題だが、学校の負担というのでもあわせて考えていかないといけないと思っている。一つの取組として紹介させていただいたが、資料 11 ページの「ヤングケアラー授業デザインキット」を令和 4 年度に作っている。子供たちにヤングケアラーについて教えるにあたり、単独で何かやるというのは、やはり負担になってしまう部分がある。このデザインキットは、既存の教科の中で子供たちにヤングケアラーを教えることができる教員向けの指導案となっている。これを使うと、普段の授業の中で子供たちにちょっとした工夫でヤングケアラーを教えることができるということで、多少ではあるが教職員の負担軽減につながっていくのではないかと考えている。もう一つ、先ほど委員からもあったが、福祉との連携というところも大切になっている。そのような外部のサポートを受けることによって、教職員の負担も軽減されると思っている。ヤングケアラーサポートクラスは、令和 3 年度から行っているが、今年度は特にサポートクラスに、市町村の福祉の担当部局の方や社会福祉協議会の方、学校によっては民生児童委員の方も来ていただき、一緒に話を聞いていただいている。このサポートクラスをきっかけとして、学校と福祉が連携するためのつながりも作ることができている。このあたりは引き続き積極的に取り組んでいきたいと考えている。

委員： 日常から自分のケアがなかなかできないお子さんが大変多い。例えば、トイレに行かない、風呂に入らない、洗濯をしない、自分の怪我のケアができないというようなお子さんが大変多いように感じている。そのため、日常ケアのサポートが主な仕事になっているような状況がある。あともう一つ特に感じるのは、自分自身がすごく困っているのに、自分自身の課題を感じにくい、理解しにくいお子さんが非常に多いということ。そのため、保健室では、「困っていることありますか?」「こうしたいことありますか?」「手伝ってもらいたいことはありますか?」というのを紙で聞けるようにしている。でも意外と本当に困っている子が声を上げることが非常に少ない状況があるので、具体的には「どうしたの?」「次はどうしたいの?」「何をお手伝いすればいい?」というようなかたちで子供たちに投げかけている。言語化するのが難しいお子さんが非常に多いので、三択二択で聞くようにし、このような方法があるよということを提案している状況がある。

委員： 私は普段ケアマネージャーをやっているのですが、その観点から話をさせていただきたい。ケアマネージャーをやっていると、本当に地域または家庭に問題がたくさんあって、それらが複雑に絡み合っている現状を多く見る。もちろんヤングケアラーの問題もその中に入ってくる。また、親の収入で、資料のグループワーク事例でもあるが、ダブルワークをされていて非常に親御さんが頑張っている。それでも生活的には決して楽ではない。そのような状況がたくさんあると思うので、複数の問題を抱えている多問題家族の場合、その絡み合っているものの紐解きから始めていく必要がある。その中には、子供の学校での問題があり、福祉が中心になってくると思うが、司法書士や行政書士などが、金銭的な問題、制度的など専門的な問題について担当することもある。そのため、学校と福祉の連携に専門職のお力が入っていただけたら、さらにスムーズに行くのではないかと考えている。ヤングケアラーの問題は、周知や理解というところから始まっている。これからは次の段階として、地域における実効的なサポートが必要になってくると思う。学校だけ、福祉部門だけだと解決ができないので、地域単位で解決できれば良いのではないかと考える。地域には児童民生委員の皆様がいらっしゃるが、それだけではとても対応しきれない。もう少し大きな範囲で考える必要がある。例えば高齢者だと地域包括支援センターがある。そのような単位で子供たちのサポートができてくると児童民生委員の皆様も少し安心して業務ができると思う。

委員： サポートクラスや授業デザインキットなど、本当にヤングケアラー支援の取組がしっかりされていると感じる。うちの場合はこういう子供たちが、最終的に「これ以上は自宅にいられない」という判断で、児童相談所から児童養護施設に来るというパターンも実際にいる。ただ、児童養護施設に来てもお父さん、お母さんのところに帰りたいという子がほとんどである。中には、虐待されて施設にくる子もいるので施設の方がいいという子ももちろんいる。ただ、先ほどの皆様の御意見のとおり、できる限り社会資源を使って、そこにどう大人たちが入ってサポートして、なるべくその家庭が少しでもいい方向に行くようにやっていくことが一番いいのだろうと感じている。私自身もこの間、毛呂山町の民生委員の方に向けて児童養護施設の状況などの話をする中で、今少子化なのに施設に来る子供たちが増え続けているという話、できる限り家庭の中で育つということがベストだという話をした。民生委員からも、子供たちもだが、年齢高い高齢者の方も多いいという話もあったので、できる限りそういう方たちの手も借りながら、大人の手を広げ連携をとって支援していくことが大事なのかなと感じている。

委員： 今は大学に勤めているが、以前は小学校と中学校と高校で養護教諭をしていた。その経験を振り返ってみると、先ほどお話があったように教職員が大変多忙であることは十分理解している。そのような中で、普段から児童生徒理解に努めていることから、ヤングケアラーに関しては、「もしかしたらヤングケアラーかも」という視点を一つ加えていただくだけで十分であると感じている。25年間の養護教諭時代に、子供の背景で家庭環境と経済的な問題に関しては、無力だなと感じていた。でもここにきて、子供の背景も一緒に見ることができた時代になったので、先ほど学校における支援のポイントにも示されていたように、ぜひ今後も学校と福祉の関係機関の連携を今後も進めていただきたいと思います。

えている。学校は外から見ると見えづらい場所でもあるようなので、顔を合わせた関係の中で、できることとできないこと、そのお互いの専門性をきちんと話し、理解した上での連携が重要なのではないかと感じている。

## 2 その他

### 【委員からの意見等】

委員： 事務局から情報提供ということで、二つの条例の紹介があったが、意見を述べさせてもらう。こども・若者基本条例についてだが、子どもの権利条約、そして国のこども基本法に基づいて、埼玉県でも本当に素晴らしい条例ができたと考えている。埼玉県の県立学校では、高校・特別支援学校ともに、学校自己評価システムという中に学校評価懇話会がある。これは、生徒、保護者、学校の教職員、関係者とで作る協議会だが、そういう中で子供たちの意見を受け止めながら、子供たちを主人公にした学校づくりということで、非常に良い学校づくりが進んでいるのが埼玉県の現状である。今回このような条例ができたことを踏まえ、そのような学校づくりがますます発展していければと考えているが、教育局としてもご援助いただければと思っている。それともう一つ、拉致に関する条例である。拉致問題の解決というのは大変重要な課題だと思っているが、どのように扱うか扱わないかも含め、丁寧に様々な人権課題の中で学校の中で捉えていくことが必要だと思っている。これはそもそも国の外交問題、話合いの問題だと思うので、学校現場で扱うときに丁寧に扱わないといけない。確かに問題がある国だというのは私自身も個人的には思っているが、単に敵外心をあおる感じになるのはいけないと自制も含め思っている。やはり共生社会という視点の中から、きちんと解決していくにはどうしたらいいのか、あるいは事実を知っていくということが大事だと思う。

事務局： 子供たちを主人公とする学校づくりは、まさに委員御指摘のとおりである。我々も学校とともにそのような取組、学校がそのような環境になるように少しでもお役に立てればと思っている。拉致問題については、拉致被害者の心情に思いをよせるというところが一つあると思っている。いたずらに敵外心をあおることのないようにという御指摘もあったが、我々が過去に作った学校の先生向けの資料の中でも、北朝鮮の国民の方々が悪いということではないということを示している。そのような形で別の差別にならないように配慮もさせていただいているところである。今後とも留意しながら取り組んでまいりたいと思っている。

委員： 最後に私から情報提供を少しだけ申し上げたいと思う。私は、大学で教員をしているが、その傍ら一つは文科省の人権教育の会議の委員、もう一つは法務省の有識者もしており、府省庁連携で国の基本計画の見直しに入っている。現在、パブリックコメントで国民の皆様から意見を集めるという段階になっており、ここにいる皆様からも様々な意見をパブリックコメントで政府に対してお伝えいただけたらありがたいと思っている。関連して、私は今対外的なものも気にしていて、国連の人権理事会で世界プログラムの第四フェーズが終わり、今年から第五フェーズに入っている。五年かけて行う中で、本日の内容と関わるところ、県の施策とうまく繋がるといいと思いながら聞いていた。日本を含めた世界の2025年から2029年までの人権教育に関するプログラムの第五フェーズでは、三つ大きな柱があるのだが、人権とデジタル技術というのが

一つの柱になっていて、これが埼玉県インターネットでの人権侵害と重なってくる。インターネットに限らず AI であるとかビッグデータの活用など、デジタル環境における他者の権利の尊重。こういった部分とうまく世界の流れを横目に見ながら埼玉県の実情を踏まえて、県の施策が進むといいと思っている。あとはヤングケアラーとも関わると思うが、ジェンダー平等が柱の 3 つ目となっている。2 つ目は環境と気候変動である。気候変動で食料が減ってくるとか、水面が上がってくるとか、生きにくくなってしまうことによって、弱者の権利が侵害されることにつながるというところがある。環境と気候変動は今回の会議との関連はないとは思いますが、将来的には考えていかれたらいいかなと思う。ジェンダー平等の柱では、ヤングケアラーなど様々な歪みがジェンダー平等と重なるところで、特定の属性の方が被害を受けやすくなる可能性があると思う。ジェンダーに基づく偏見とか不平等に至らないようにという視点も含めて、県の施策を進められたら世界の方向性と重なってよいのではないかと思う。情報提供としては、国連の人権理事会の取組は大きな変化なので、そことの対応表を作りながら進められていくと埼玉県がもしかしたら世界のモデルになるかもしれないと思いながら聞かせていただいたところである。

### 3 閉会